



10/1~
赤い羽根募金

12/1~
年末たすけあい募金



共同募金への ご協力ありがとうございました!

「ちがさき」で集まった
「ちがさき」のための募金総額です!

募金総額 **23,627,595円**

一般募金(赤い羽根募金) 15,385,006円
年末たすけあい募金 8,242,589円
(令和2年2月18日現在)

今後も、茅ヶ崎市に暮らす誰もが
地域で安心して生活できるよう、
共同募金運動へのご協力をお願いします。

【神奈川県共同募金会茅ヶ崎市支会】

募金の使い道

社会福祉協議会へ

茅ヶ崎市内にある13の地区社会福祉協議会
や障害者団体への支援、年末たすけあい慰問金
などに役立てられます。

年末たすけあいへ

要援護世帯、在宅ねたまり・認知症高齢者介護
人、障害者地域活動支援センター・訓練会などへ
配分されます。

民間社会福祉施設・団体へ

保育所、高齢者施設、障害者施設、住民参加型
在宅福祉サービス団体などへ配分されます。



あんしんセンターからのお知らせ

勇気を出して相談しよう!! 弁護士さんが無料で

判断能力に自信がなくなった時
を考えての準備や

判断能力に疑問がある
親族のための

成年後見相談を受けます。

【令和2年度 予定】

と き：偶数月の第1水曜日
13時15分~16時55分(40分間)
令和2年4月1日 6月3日 8月5日 10月7日
令和2年12月2日 令和3年2月3日

と ころ：市社協 相談室

受 付：予約制(相談日前月の1日~相談日前日)

対 象：市内在住者・市内在住者を支援する事業所や相談所等

定 員：毎回5名(先着順) *時間の指定はできません。

お申込・お問合せ 市社協あんしんセンター ☎(85)1066

資金貸付制度のご案内

<小口生活資金の貸付>

一時的に生活に困窮している世帯へ、その自立と生活意欲の助長を図るため、小口生活資金の貸し付けを行っています。

<生活福祉資金の貸付>

- 福祉資金(生業費、技能習得費、医療費、介護費など)
低所得者、高齢者、障害者世帯等へ一時的に資金を貸し付けることで、世帯の自立を図ることを目的としています。原則連帯保証人1名が必要です。
- 教育支援資金
低所得者世帯を対象に、高校、大学、専門学校等の就学のために、必要な費用を貸し付けています。
- 総合支援資金
低所得者であって、失業等により、生活の維持が困難になった世帯に生活費等の資金を貸し付けています。原則連帯保証人1名が必要です。失業給付、年金、生活保護等を受けている人は対象となりません。
- 不動産担保型生活資金
住み慣れた自宅に住み続けたい高齢者の方に、土地を担保として、生活資金を貸し付けます。連帯保証人1名が必要です。

※いずれの資金にも、貸付の条件・基準がありますのでご相談ください。(要予約)
※連帯保証人が立てられない場合は、ご相談ください。

「最近、物忘れやうつ症状、物を盗られたという妄想がひどくなった」「性格が変わってしまった」「徘徊するようになった」など、困っていることや悩んでいることがありますか?一人で悩まずに、ぜひお電話ください。

相談日 毎月第1・2・3木曜日
(祝日、年末年始は除く)
時間 10時~15時
電話 (88)06606

認知症になっても安心して暮らせる地域づくり・まちづくりを目指して、認知症の方とそご家族やボランティアと一緒に活動している「ここにクラブ」(昭和61年5月設立)では、認知症に関する電話相談をお受けしています。

『ここにクラブ』の電話相談
これって認知症?



ホットライン

